

# 電子的歯科診療情報連携体制整備加算について

当院はオンライン資格確認、オンライン請求を導入している保険医療機関となります。

マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を通じて、薬剤情報、特定健診情報、そのほか必要な医療情報を取得・活用して診察を行うことで、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、2026年6月1日より電子的歯科診療情報連携体制整備加算として、以下の点数を算定します。

---

電子的歯科診療情報連携体制整備加算1 初診時 9点(月1回に限る)

電子的歯科診療情報連携体制整備加算 再診時 2点(月1回に限る)

---

医療費助成制度や各種公費医療はオンライン資格確認の対象外です。

**医療受給者証** は必ず窓口にご提示をお願いします。

正確な情報の取得・活用のため、  
受診の都度、マイナ保険証のご提示をお願いいたします。